

令和2年3月10日

第33回水俣市農業委員会

### 第33回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 水俣市役所仮庁舎 2階「第二会議室」
- 2 開催日時 令和2年3月10日  
開会 9時30分  
閉会 11時10分
- 3 出席委員  
農業委員 14名 1番 元村 善二 君 8番 山澤 親徳 君  
2番 松本 公昭 君 9番 苗床 勝美 君  
3番 松田 時義 君 10番 坂本 隆司 君  
4番 戸次 治夫 君 11番 池田 郁雄 君  
5番 田上 哲人 君 12番 田畑 和雄 君  
6番 森口 信二 君 13番 友田 勝久 君  
7番 廣島 康雄 君 14番 中村 清治 君  
推進委員 14名 15番 向田 博 君 22番 坂口 新一 君  
16番 草野 武雄 君 23番 山口 初憲 君  
17番 竹下 正治 君 24番 前田 仁 君  
18番 野間 勝 君 25番 淵上 民雄 君  
19番 山内 秋光 君 26番 森下 義孝 君  
20番 溝口 幸一 君 27番 下鶴 信雄 君  
21番 前島 春美 君 28番 古里 一幸 君
- 4 欠席委員  
農業委員 0名  
推進委員 0名
- 5 議事日程  
第1 議事録署名委員の選出  
第2 報告事項(1) 農地転用許可後の工事の完了について  
報告事項(2) 合意解約通知について  
議第126号 非農地証明書交付について  
議第127号 非農地判定について  
議第128号 非農地の取り消しについて  
議第129号 農地法第3条の許可申請について  
議第130号 農地法第5条の許可申請について  
議第131号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局  
局長 宮崎 博巳  
参事 本村 広揮

議 長  
(元村善二君)

それでは、事務連絡も終わりましたので、ただいまより第33回水俣市農業委員会会議を開催いたします。

本日の出席農業委員は全員出席です。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。

本日の署名委員は、2番松本委員、3番松田委員にお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員の欠席者はありません。

議事に入る前に、農業委員会憲章を指名した農業委員に、読み上げていただきます

本日は4番の戸次委員にお願いします。

4番委員  
(戸次治夫君)

農業委員会憲章。

一つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局長  
(宮崎博巳)

はい、議長。

議 長

はい、事務局長。

事務局長

おはようございます。報告事項について説明させていただきます。

まず、報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了についてでございます。

議案書は1ページになります。4件ございます。

表の左端1列目の会議におきまして、御審議いただきました。その後、右隣の日付で許可を受けた4件についてでございます。それぞれ右側2列目に日付がございますけれども、工事完了報告書の提出がございました。一番右端になりますけれども、確認日におきまして事務局で現地を確認しましたところ、許可内容のとおり工事が完了しておりましたので、御報告申し上げます。

次に、2点目でございます。報告事項(2)合意解約通知についてでございます。

議案書は2ページになります。5件ありますけれども、まず1番目についてでございます。

貸人、借人は議案書記載のとおりで、合意解約しようとするものです。理由は耕作取りやめの予定でございますけども、後ほど議案として御審議いただく転用との関係がございます。

次に2番、3番についてでございます。

貸人、借人は議案書記載のとおりでございます。この農地につきましては、新規就農者への貸付けの切替えが予定されているようでございます。

次に4番、5番でございます。

貸人は議案書記載のとおりで、熊本県農業公社を介して借人が借受けていらっしゃる農地でございます。これも後ほど御審議いただく所有権移転との関係があるということで、御連絡を受けております。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長

ありがとうございました。

報告事項が終わりましたので、ただいまより、議事に入ります。

議第126号、非農地証明交付について、議第126号を議題といたします。関係委員の説明をお願いします。

まず、1番は私から説明させていただきます。

議第126号、非農地証明交付について、番号1、申請人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、畑、現況、山林。面積が713㎡。

申請の理由としましては、昭和40年頃から耕作を中止。竹や雑木の生い茂る山となっております。

3月6日に現地調査を行ってきましたが、雑木等も、大きな雑木と孟宗竹が生えていて、もう農地に復元するのは難しいと判断してまいりました。

現地は、5ページをご覧ください。

海岸に隣接した農地でありましたが、ここはもう人間も入れないような状態でございますので、農地法第2条1項の農地には該当しないため、御審議をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

次をお願いします。

5番委員  
(田上哲人君)

はい。

議長

田上委員。

5番委員

おはようございます。  
非農地証明願の番号2について説明いたします。

申請人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目、台帳、畑、現況は原野です。面積は194㎡です。以下は議案書記載のとおりです。

申請地は7ページに地図があります。

3月6日に、申請人立会いで現地調査を行いました。過去の1筆調査でもB分類の土地です。

現地の周囲は住宅に囲まれ、直径が4、50センチの雑木などが茂っており、農地への復旧は不可能との判断をしてきました。申請地は隣の敷地を利用しないと入っていけない状況で、申請人には後継者もないことから、開墾してまでの農地への復旧は困難であり、影響を受けるような隣接者のお家もありませんので、非農地と認めても問題はないかと思われます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次をお願いします。

9番委員  
(苗床勝美君)

はい。

議長

苗床委員。

9番委員

それでは、おはようございます。

議第126号、非農地証明交付についての3番から7番まで説明いたします。

申請人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目、田、現況は荒地というようにございます。面積は328㎡。相続以後耕作を中止し、現在は荒地となっているというようにございます。

あとの4番、5番、6番、7番はご覧いただきたいと思えます。

場所は、10ページでございます。

以前は、こちら辺りは水田とタマネギを中心に皆さん、盛んに耕作をしておられましたけども、やっぱり後継者不足というようにことで荒地になっているのが現状でありました。

去る3月6日に草野委員、行政書士、事務局で現地を確認してきました。現況は荒地となっており、農地への復元は難しいと判断してきましたので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

推進委員から何か補足説明がありましたら、お願いします。

16番委員  
(草野武雄君)

はい。

議長

草野委員。

16番委員

苗床委員が説明されたように、もうみんな、農道もないし、農業はできない状況です。皆さんもほったらかしているから、このようになっておりますので、よろしくをお願いします。

非農地として、私は認めるべきだということにしたんですけど。苗床委員がおっしゃいましたように、荒廃地です。大きい木は生えてませんが、雑草とかカヤとか、あるいは竹がいっぱい生えてしまって、農地としては、再開できないかなと思いました。

以上です。

議長

ありがとうございます。  
他の推進委員の方、補足説明はありませんか。

(なしと言うものあり)

議長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

3番委員  
(松田時義君)

はい

議長

はい、3番、松田委員。

3番委員

ちょっとわからないから、教えていただきたいと思っています。

議第126号、農地法第2条第1項の規定と書いてあります。議第127号も、農地法第2条第1項の規定と書いてあります。もらった手帳ですね、手帳には農地法第2条第1項が載ってなかったですね。それが載っていません。それで、議第126号は個人が非農地で証明してくださいということで、出たものだと思うわけですね。第127号は、農業委員会がこれは非農地だと認定するわけですね。そういうことですかね。

それで、議127号は農業委員会で認定した後で、非農地証明書が交付されるんです。この126号は、個人が申し出たものですから、ここで、非農地として認められたら証明書を交付できる。そういうことで理解してよろしいですか。

議 長

事務局。

事務局

(本村広揮君)

すみません、事務局です。

126号の非農地証明に関しては、何かしらの目的等があつて、申請者から依頼を受けて証明書を交付するというような形になっています。

127号の非農地判定に関しては、毎年行われている利用状況調査の中で、農地に復元が難しい農地と判断した農地を、農業委員会独自で非農地か非農地でないかという形で判断するという事で、申請者の意思があるのか、ないのかという違いだけであります。

非農地証明に関しては、恐らく非農地とした後に何かしら所有権移転なり、何か目的があつて申請されるんじゃないかなという感じだと思います。

議 長

他にありませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第126号非農地証明書交付については、交付してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第126号非農地証明書交付につきましては、農地法第2条第1項の農地には該当しないため、証明書を交付することといたします。

次に移ります。

議題127号、非農地判定について、議第127号を議題といたします。

本議題は、令和元年度耕作放棄地解消緊急対策事業により行った非農地の調査で、今回は6区、7区、11区、15区、16区、25区について、非農地の審議を行うものです。

なお、今回の農地の所有者に森口委員、中村委員が含まれております。そのため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与することはできませんので、まず両委員の関係分を除いた案件から審議します。

両委員の関係分の41番と91番、291番を除いた分について、現地調査を行った委員から順に説明をお願いします。

それでは、説明をお願いします。9番、苗床委員。

9 番委員

それでは、議第 1 2 7 号、非農地判定について説明いたします。

番号が 1 番から 9 2 番まであります。余りにも膨大な資料でございますので、かいつまんで説明したいと思えます。

今、議長からありましたように、ナンバー 4 1、9 1 の森口さんの案件については除くということでございますので、よろしく願いいたします。

まず番号 1。所有者、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、田、現況は山林の原野となっております。

土地の詳細につきましては、現地調査の結果、現況は山林原野化しており農地への復元は難しいような現況でございます。

2 番、所有者は議案書記載のとおりです。現況は山林原野となっております。地区につきましては、6 区と 7 区という案件でございます。余りにも筆数が多いでございますので、説明できません。所有者のほとんどが高齢化というようなことで、担い手不足等で山林原野化になっており、農地への復元は難しいような状況でございます。

申請地につきましては、5 7 ページから 6 8 ページをご覧ください。一応、6 区と 7 区ということで見ただけだと思います。

なお、現地調査につきましてはちょっと病欠で出席しておりませんので、タッチしていただきました委員より説明いただければと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。

以上でございます。

議 長

次をお願いします。6 番、森口委員。

6 番委員  
(森口信二君)

おはようございます。

議第 1 2 7 号、非農地判定について、9 3 番について説明いたします。

番号 9 3、所有者、土地の所在は議案書記載のとおりです。台帳が畑となっております。現況は、山林原野となっております。

現地調査を行いました結果、山林原野化しているなどで農地への復元が難しいのと、農地として道路も狭くて傾斜もきつく、農地としての継続が難しいと考え、判断してまいりました。

現地は 6 9 ページをご覧ください。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

次を 1 1 番、池田委員、お願いします。



1 1 番委員  
(池田郁雄君)

議第127号、非農地判定について、説明いたします。

25ページの番号94から27ページの番号106までの農地ではありますが、記載してありますのでご覧ください。

土地の所有者13名、筆数合計が16筆の農地があります。台帳地目は田んぼが8筆、畑が8筆です。

現地の調査を2月18日9時半から前田推進委員と行いました。農地の所在については、70ページの全体から73ページまでに記載してありますので、ご覧ください。

番号の94から97までの6筆については、現況は竹林となっていたり、大きな木が生え雑木林となっており、復元は不可能と判断いたしました。

番号98から101までの4筆につきましては、現況は急斜面であったり、雑木林化しており復元は不可能と判断したところです。

番号102から103、また104から106までの4筆につきましては、竹林になっていたり、雑木林となっており、復元は不可能と判断しました。

原因として考えられることは、特に耕作放棄となっている主な要因ですが、まず道路が無いこと。それから高齢者が耕作ができていないこと。あとの後継者がいないこと。遠方にいることで、農地が何十年の間、手を入れてなくて荒れていること。全て森林、原野化していると思われま。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長

次を戸次委員にお願いします。

4 番委員

おはようございます。

議第127号、非農地判定について、107番から210番まで説明いたします。

107番の所有者のところは、現状は山林原野と書いてありますが、実際はもうこれ、山です。後で写真等を見てもらえばわかるように、他の山と変わらないような、大きな木になっているような状況で、他は山林原野化しており、その中でも雑木が大きくて、畑としての復旧はとても無理だというような形です。

先ほど池田さんも言われたとおり、やはり後継者不足、そして高齢者というような形で、なかなか管理ができないということで山林原野化した模様です。

場所は74ページから89ページまで載っております。

もうほとんど山の中です。このような形で、もう耕作放棄地が原因だと思います。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

次を13番、友田委員にお願いします。

13番委員  
(友田勝久君)

非農地判定についてです。

調査委員は私と山口委員です。ページは43ページの211番から、55ページの289番までになります。

地図は90ページから102ページをご覧ください。

現地調査の結果、どこも現況は山林原野化が進んでおり、農地への復元は難しいと判断しましたので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長

次を14番、中村委員にお願いします。

14番委員  
(中村清治君)

おはようございます。

非農地判定の290と292から298までを説明いたします。104ページと105ページの写真をご覧ください。

ちょっと地図ではよくわかりませんが、大体見てのとおり山林原野化しております。この番地には入る道路もなく、機械も入らなく、農地への復元はまず難しいと思われま。隣接に対する影響もほとんど無いと思われま。非農地と判断いたしました。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、中村委員、森口委員分は今から説明をお願いしたいと思いますが。

事務局長

これだけをまず審議して、決定していただければ。

議 長

それでは両委員の関係分、41番、91番、291番を除いた分について、担当地区の推進委員から補足説明がありましたらお願いします。

補足説明をお願いします。

16番委員

はい。

議 長

草野委員。

16番委員

苗床委員が病欠でいらっしゃいませんでしたので、大抵を一人で回ったんですけれども、足の踏み入れようもないようなところが大分ありまして、市内の方はもう、先ほど委員さんがおっしゃいましたように後継者不足で、「ちょっとあんたどが、やってくれば良かったい。」とか言っているようなところですよ。

「今はもう後継者もないし、私たちはもう下におりてきました。もう何もしません。」という人ばかりで、ちょっと車で行くようなところでもありませんし、行けるようなところにもなってませんでした。

それから、水俣弁でいうやぼくらで、もう行くことができなかったもんですから、中には入れないところも大分ありましたけれども。

そういう状態で、やっぱり農地として今からやっていくのはちょっと無理だな、と判断しました。

以上です。

議 長

他に推進委員の方から補足説明がありましたら、お願いします。

(なしと言うものあり)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第127号非農地判定の内、41番、91番、291番を除いた分については非農地として通知してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第127号非農地判定の内、41番、91番、291番を除いた分については、農地法第2条第1項の農地には該当しないため、非農地として通知いたします。

次に、移ります。

議第127号、非農地判定の内、41番、91番を議題といたします。

森口委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与することはできませんので、森口委員の退場をお願いします。

(森口委員退場)

議 長

それでは、41番、91番について説明をお願いします。

9番、苗床委員をお願いします。

9番委員

議第127号、非農地判定についての41番と91番について説明いたします。

所有者、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目、畑、現況、山林原野となっております。面積につきましては、648㎡。もう1筆が地目、畑、現況、山林原野となっております。面積が1,060㎡。

現地調査の結果、現況は山林原野化しており、農地への復元は難しいということになっております。

91番をご覧いただきたいと思います。

所有者、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目、畑、現況、山林原野。面積、772㎡。3筆合わせまして10,910㎡でございます。

土地の現況につきましては、現地調査の結果、山林原野化している等で農地への復元は難しいとなっておりますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長

今の件について、推進委員から補足説明がありましたら、お願いします。

(なしと言うものあり)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第127号非農地判定の内、41番、91番については、非農地として通知してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第127号非農地判定の内41番、91番につきましては、農地法第2条第1項の農地には該当しないため、非農地として通知いたします。

森口委員の入場を認めます。

(森口委員入場)

議 長

次に移ります。

議第127号、非農地判定の内、291番を議題といたします。

中村委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与することはできませんので、中村委員の退場をお願いします。

(中村委員退場)

議 長

それでは、291番について説明をお願いします。

8番、山澤委員をお願いします。

8番委員

(山澤親徳君)

改めて、おはようございます。

議第127号、非農地判定について、番号291について説明いたします。議案書は55ページをご覧ください。

現地図は104ページをご覧ください。

所有者、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目、台帳、畑、現況、山林原野でございます。面積は191㎡、1筆です。

現地は、竹林と雑木林になっておりまして、その農地も急斜面地で谷になっていて、横に谷川があるんですが、とても農道もないために農機具も使用できないところですよ。

現地調査の結果、6日に行ったんですけども、農地への復元はとても難しいと判断してまいりました。

以上、報告を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

推進委員の方から何か補足説明がありましたら、お願いします。

(なしと言うものあり)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第127号非農地判定の内、291番については、非農地として通知してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第127号非農地判定の内、291番につきましては、農地法第2条第1項の農地には該当しないため、非農地として通知いたします。

中村委員の入場を認めます。

(中村委員入場)

議 長

それでは、次に移ります。

議第128号、非農地の取消しについて、議第128号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。6番、森口委員。

6番委員

議第128号、非農地の取消しについて説明いたします。番号1番です。ページは108ページになっております。

所有者、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目、台帳、現況とも畑になっております。面積は327㎡です。1筆合計327㎡になっております。

この件について、経緯を説明させていただきます。

本件は、令和2年2月10日の農業委員会で非農地判定について審議されたものです。事務局より非農地通知を行ったところ、「該当農地は耕作している。」との連絡があり、2月20日木曜日、農地を管理されている方の立ち会いで、事務局と私で現地の調査を行ってまいりました。農地は野菜などを耕作されており、調査時に場所の見間違いであることが判明しました。

現地につきましては、109ページ及び110ページになっております。

周りは原野化が始まっておりますが、そこは畑が一つだけぽつんとありまして、見間違っただのかなと思っております。

よって、非農地の取消しについて、御審議のほど、よろしく願いいたします。終わります。

議 長

ありがとうございました。

該当地区の推進委員から補足説明がありましたら、お願いします。

(なしと言うものあり)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、非農地の取消しを通知してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第128号非農地の取消しについて、非農地の判断を取消し、通知いたします。

次に移ります。

議第129号、農地法第3条の許可申請について、議第129号を議題といたします。

なお、この案件の譲受人の中村委員は議事に参与することはできませんので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、中村委員の退場をお願いいたします。

(中村委員退場)

議 長

それでは説明を、8番、山澤委員にお願いします。

8番委員

それでは、議第129号、農地法第3条の許可申請の、番号1について説明いたします。議案書は112ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目、台帳、現況とも田です。面積は1,386㎡、1筆となっております。

譲受人の申請理由につきましては、今まで賃貸で耕作されていたんですが、今回、農地を買い受けて耕作し、経営拡大を図りたいとのことでございます。

申請地は、議案書の113ページをご覧ください。

ここは、基盤整備の計画もされているところでございます。

3月6日に現地調査を事務局、譲受人、推進委員の古里さん、私の4名で行いました。

周辺の農地の利用状況等を確認してまいりました。

周辺は、ほとんど水田と畑となっております。

譲受人の経営状況につきましては、議案書記載のとおりで、下限面積につきましては、40アールをクリアしております。

所有権移転は売買となっており、譲受人は奥さんと2人で農機具の整備等も引き受けながら、休日には農業経営に従事され、農作業の従事日数につきましても、150日以上従事されております。

譲渡人は高齢でもあり、耕作できないとのことで、今回手放すことになりましたとのことでございます。

以上ですが、農地の農業上、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられますので、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われまますので、御審議のほど、よろしく申し上げます。

これで説明を終わります。

議長

ありがとうございました。  
推進委員の方から何か補足説明がありましたら、お願いします。

(なしと言うものあり)

議長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第129号農地法第3条の許可申請について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第129号農地法第3条の許可申請について、許可することと決定いたします。

中村委員の入場を認めます。

(中村委員入場)

議長

次に移ります。

議第130号、農地法第5条の許可申請について、議第130号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。6番、森口委員。

6番委員

議第130号、農地法第5条の許可申請について、説明いたします。

番号1番。譲渡人、譲受人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目、台帳、現況とも田です。面積は275㎡。



譲渡人のもう一つは、議案書記載のとおりです。譲受人は一緒です。

土地の所在は議案書記載のとおりです。地目、台帳、現況とも田です。面積は294㎡。2筆合計569㎡です。

転用目的は個人住宅で、転用理由については議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては第1種農地で、所有権移転です。

設備の概要は、1階平家建てで面積が102.71㎡、造成地は569㎡です。

資金計画は、議案書記載のとおりになっています。

添付書類としましては、ローン審査結果連絡票と預金通帳の写しがあります。

申請地につきましては、116ページをご覧ください。

3月6日に事務局と譲受人の父親、行政書士、及び担当委員の森下さんと私の5名で現地調査を行いました。新設の隣地には田とか畑はありますが、住宅を建設しても問題ないと判断してまいりました。

また、雨水、生活排水などにつきましては、申請地の横に市の側溝があり、そこに流すということでございました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

次を9番、苗床委員にお願いします。

9番委員

議第130号、農地法第5条の許可申請の2番について説明いたします。

譲渡人、譲受人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目、台帳、現況とも田でございます。面積が327㎡。

転用目的としましては、保育園の運動場です。

転用理由は議案書記載のとおりでございます。

施設の概要は、運動場327㎡。

資金計画につきましては、議案書記載のとおりでございます。残高証明書が添付となっております。

場所は、118ページをご覧ください。

去る3月6日、草野委員と行政書士、事務局で現地調査を行ってきました。

隣接には水田がありますけども、保育園の運動場をつくっても周辺には被害はないと判断してきました。

なお、雨水につきましては、申請地の横の農業用水路に流すと聞いてきました。

よって、現地調査の結果、農地法第5条の転用に関わる許可基準により、運動場をつくっても問題ないと判断してまいりましたので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

担当地区の推進委員の方から何か補足説明がありましたら、お願いします。

(なしと言うものあり)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

3番委員

はい。

議 長

3番、松田委員。

3番委員

1番について質問いたします。面積が569㎡ですから、ちょっと500㎡を超してしまうわけです。

また、田んぼが残ったとしても困るわけです。それが、超えた分はどのようにされるのかお聞きしたいと思います。

議 長

はい、事務局。

事務局

すみません、事務局です。

117ページの図をご覧ください。

こちらの下のほうに擁壁ということで、左側が11.93㎡、右側が18.75㎡で、これを合わせますと29㎡ございます。

これが、宅地として利用できない部分ということで、その569㎡から引くと、概ね500㎡という基準を超えないというところで、全体を有効に活用するという中で、今回転用と。面積に関しては550㎡を超えないので、個人住宅として規模的には問題ないということで、申請していただいております。

以上です。

議 長

他には御質疑、御意見ございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第130号

農地法第5条の許可申請について、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として決定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第130号農地法第5条の許可申請については、本会の意見として決定いたします。

次の議題に移ります。

議第131号、農用地利用集積計画の申出について、議第131号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

13番、友田委員。

13番委員

議第131号、農用地利用集積計画の申出について、新規について説明いたします。

番号1。本件は前回の平成26年11月から令和元年10月までについて、実質更新分でありましたが、更新が遅れたため新規扱いとなりました。

それでは番号1。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目、現況、台帳とも畑。面積が4,715㎡の1筆です。

始期、終期は令和2年4月1日から令和7年3月31日までです。期間は5年間で、利用目的は採草放牧。借賃は議案書記載のとおりです。利用権の種類は賃借権です。

借人、経営面積は議案書記載のとおりです。従事者は4名となっております。

土地の所有者は既に亡くなっておられます。貸人はその次女で、兄弟が5人いますが、連絡がとれる他2人の同意を得ております。

続いて、地図は122ページをご覧ください。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

次は2番と4番。本日配られました別紙です。

私から説明させていただきます。

利用権設定の新規、番号2。

貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも畑です。面積は3,245㎡。4筆合計面積が10,474㎡。ここは甘夏が栽培されておりました。

始期、終期については、令和2年4月1日から令和12年3月31日まで、期間は10年。利用目的は果

樹です。借賃は議案書記載のとおりです。利用権の種類は賃借権です。

借人、経営面積は議案書記載のとおりです。経営地は全部借地になっております。

貸人は現在、高齢になって、もう園の維持ができないということで、今回の新規設定になったわけでございます。現在81歳でございます。

場所は123ページをご覧ください。

先日、現地に行ってみりましたが、本人はおられなかったのです。その主任の方にお尋ねしたところ、現在、借人は従業員を4名抱えてやっておられるということでございました。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

それではまた、番号の4番について、本日皆さんにお配りしたやつでございます。

番号4について説明します。これは一応、新規設定となっておりますが、申請が遅れた関係で新規設定となっております。

貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。

地目、台帳、現況とも田です。面積が650㎡。

始期、終期が令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。期間が5年。利用目的は水稻とタマネギ。賃借料は議案書記載のとおりです。利用権の種類は賃借権。

借人、経営面積は議案書記載のとおりです。従事者は2人。今まで過去10年、ずっとここを借り受けてこられまして今回の申請に至ったわけでございます。

場所は、この裏面を見てください。

場所的には一番いいところですので、よろしくお願いたします。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほど、よろしくお願いたします。

次をお願いします。

8番、山澤委員をお願いします。

## 8番委員

議第131号、農用地利用集積計画の申出について、利用権は新規でございます。

番号は3、議案書は124ページをご覧ください。

貸人は議案書記載のとおりです。借人、熊本市中央区水前寺6丁目18番1号、公益財団法人熊本県農業公社理事長島田邦満さんでございます。

貸人より農地中間管理機構を通して、転貸で知人に

貸したいとのことでした。これが、3日ぐらい前に資料が来ましたかね。それで、慌てて探してまわってしたんですけど。そのような状況でございました。

転借人は議案書記載のとおりです。

土地の所在は議案書記載のとおりです。地目、台帳、現況とも田でございます。面積が2, 236㎡、1筆です。

始期、終期につきましては、令和2年5月1日より令和12年4月30日まで、10年間でございます。利用目的は水稻です。借賃は物納です。利用権の種類は、賃借権です。

申請地は議案書の125ページをご覧ください。

平成23年3月に圃場整備も完了し、周囲は水田と畑となっております。

貸人はもう90歳ですかね、高齢のため耕作できないということで、農業公社を通して転借人が耕作することになりました。

転借人は、今回借りる田んぼの近くで、自分の農地もお父さんが他界されてから、ずっと一人で管理され、農作業に従事しておられます。

今回、貸人の農地が、実家の近くでもあり、経営拡大を図りたいということでした。

以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われまますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

これで説明を終わります。

議 長

ありがとうございました。  
推進委員の方から何か補足説明がありましたら、願います。

(なしと言うものあり)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御意見、御質疑はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第131号農用地利用集積計画の申出については、承認してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第131号

農用地利用集積計画の申出については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。

これをもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第33回水俣市農業委員会会議を終了いたします。

御苦労さまでした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員